

地震時の防災対応等の例

○政府

震度6弱以上（東京23区内5強以上）の場合、緊急参集チームを参集。

このほか、各省庁はこの震度基準にかかわらず、それぞれの立場において参集や情報収集等の対応を実施。

○道路

震度4以上の場合、高速・有料道路、直轄国道、都道府県管理道路等において道路の被災状況を調査。^{※1}

○港湾

震度4前後で港湾施設点検を実施。国及び港湾管理者（地方自治体等）により基準が異なる。^{※1}

○河川

震度5弱以上の場合、水門、堤防を点検（平成19年度より試行中。国管理河川に限る（ダムは除く）。）都道府県管理河川については各県の定めるところによる。^{※1}

○都市ガス

都市ガス事業者側による供給停止の基準は、各事業者により異なる。家庭のマイコンメーターについては、加速度250ガル以上でガス供給を自動停止。^{※2}

○LPガス（家庭のマイコンメーター）

加速度80ガル以上250ガル以下でガス供給を自動停止。^{※2}

○電力

各電力会社においては、地震発生時に設備の被害状況を考慮し、プラントの停止措置等の判断をしている。^{※2}

○携帯電話（各社）

震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合、災害用伝言板の提供を開始。^{※3}

○NTT

震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用ブロードバンド伝言板（web171）の提供を開始。^{※3}

※1：国土交通省より聞き取り

※2：経済産業省より聞き取り

※3：総務省より聞き取り